

平成の税制改革 —公正、活力、簡素—

平成14年5月21日

牛尾治朗
奥田碩
本間正明
吉川洋

<税制改革の理念>

- 1、シャウプ勧告以来の、包括的かつ抜本的な税制改革を行う
- 2、広く、薄く、簡素な税制を構築する
- 3、グローバル化のなかで日本経済の競争力強化に向け大胆な税制改革を行う
- 4、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会をつくる
- 5、国・地方の歳出をさらに徹底的に見直し、税負担に報いる小さな政府を実現する

1、税制改革の視点

- ・ 経済の活力を最重視する
- ・ 歳出改革と一体となって行い、「改革と展望」に基づき財政収支を中期的に改善していく
- ・ 社会保障制度の改革と合わせて行う。可能な限り国民負担率の抑制をめざし、世代間の公平を重視する
- ・ 地方行財政制度の改革と一体となって行う
- ・ 公正の観点から、真に必要な場合には低所得層等にも配慮する

2、税制改革の進め方

- ・ 税制改革の開始年度は、原則として2003年度とする
- ・ 初年度から、“広く薄く”をはじめとする理念で本格的かつ構造的な税制改革に着手する。経済を成長軌道に乗せるための時限的な政策税制を行う場合も、税制のあるべき姿との整合性を保つ
- ・ 税制改革の財源は、原則として国債に依存しない
- ・ 税制改革は、「改革と展望」の期間内(～2006年度)に完了する。その期間内に国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また、経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する
- ・ 「改革と展望」に基づき2010年程度を目途にプライマリーバランスを回復させる

3、税制改革及びそれに関連する項目

(1) 持続的経済成長の実現のために

- ・ “広く薄く簡素に”の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を本格的に見直す
- ・ 法人に対する課税は、国際競争を明確に意識して改革し、雇用機会の創出につなげる
- ・ 研究開発投資やIT投資を促進する
- ・ 金融資産への課税について簡素・一元化を図る
- ・ 有効活用を促す土地税制にする

(2) 多様なライフスタイルのために

- ・ 配偶者に関する控除等の人的控除を整理し、就労などの選択に歪みを与えない税制にする
- ・ 相続と生前贈与の選択に歪みを与えない税制にする
- ・ 寄附やNPO法人、公益法人に対する税制を見直す

(3) 長期にわたる安心の確保のために

- ・ 安定的な歳入構造をつくる
- ・ 公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、長期に持続可能なものにする
- ・ 公共事業の長期計画における重点化を行い、特定財源制度を見直す
- ・ 地球環境に配慮した税制をめざす

(4) 地方の自立と活力のために

- ・ 国と地方の役割分担を見直しつつ、地方歳出を徹底して見直す
- ・ 歳出に対する国の関与を最小限にとどめ、補助金を大胆に整理する
- ・ 地方交付税制度を根本から検討する
- ・ 地方税を充実させる

(5) 納得できる税制のために

- ・ IT化に対応した申告・徴収をすすめる
- ・ 納税者ID制度を導入する
- ・ より信頼できる徴税と納税の環境を整える
- ・ サラリーマンの申告を拡大する
- ・ 消費税における“益税”を解消し、インボイス方式の導入に向けて検討する

以上